

2013年8月19日

国土交通省淀川河川事務所長 様
塔の島地区景観構造検討会 座長 大西有三 様

宇治・世界遺産を守る会
代表世話人 須田 稔

**「塔の島地区景観構造検討会」の運営に関し、
傍聴者から意見聴取することを求める要請書**

貴職ますますご健勝のことと存じます。

さて、「塔の島地区景観構造検討会」の会議は、第1回会議平成21年6月11日から第7回会議平成24年11月16日まで、非公開で行われてきましたが、今回第8回会議から公開にされたことは、私たちの要請が取り入れられ、審議会等としては当然のこととはいえ、良きことであり歓迎すべきことです。

平成9年の河川法の改正により、治水・利水に加えて、新たに「河川環境の整備と保全」が法の目的となり、河川の総合的な管理と地域の意見を反映した河川整備の計画制度が導入されました。

流域住民の意見の河川整備への反映は、河川法の本質にかなうものです。したがって、「塔の島地区景観構造検討会」は会議の公開に加え、傍聴者から意見聴取を行って頂きますよう改善を要請いたします。

宇治川に関して設置された過去の委員会を振り返って見ると、「宇治川塔の島地区河川整備検討委員会」（第1回平成12年8月9日～第3回平成13年3月16日）は、「多様な目的・機能を満足させる川づくりを進めるためには、行政・学識者・地域住民の方との密接な協力が必要である」と会議を全面公開しました。

「塔の島地区河川整備に関する検討委員会」（第1回平成17年10月3日～第6回平成19年3月25日）では会議・資料の全面公開と、さらに進んで、傍聴者から意見聴取を行いました。

「塔の島地区環境問題対策研究会」（第1回2007（平成19）年3月12日～第4回2008（平成20）年12月15日）は、会議の全面公開と傍聴者から意見聴取を行いました。

会議と資料を公開すると同時に、傍聴者から意見聴取を行うことは河川法の本質に添ったことです。

最初から、会議を非公開とし、資料も私たち市民団体が要請してやっと今年3月30日に淀川河川事務所のホームページに掲載した「塔の島地区景観構造検討会」がむしろ異質であったと言えます。

また淀川河川事務所が開催している他の委員会でも会議は公開であり、傍聴者から意見聴取を行っています。

「淀川管内河川保全利用委員会」の「宇治川河川保全利用委員会」（第1回平成17年1月26日～平成24年度委員会平成24年12月20日）、「淀川環境委員会」（第1回平成9年8月～第33回平成24年7月25日）、「淀川下流域の河川環境上望ましい流量に関する検討会」（第1回平成17年8月4日～第6回平成20年3月21日）など、会議の全面公開と傍聴者からの意見聴取を行っています。

上記のことを勘案するならば、「塔の島地区景観構造検討会」が傍聴者から意見聴取を行うことは、なんら異常なことではありません。むしろ積極的に改善されますように要請いたします。

以上